

第 2 9 号議案

府中市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 0 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

府中市教育委員会会議規則（昭和31年7月教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条中「事務局職員」を「職員」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新

(議案の説明)

第15条 教育長が議案その他に関し必要あると認めるときは、教育長若しくは教育長が指名した職員は、報告説明又は助言をすることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（議案の説明）

第15条 教育長が議案その他に関し必要あると認めるときは、教育長若しくは教育長が指名した事務局職員は、報告説明又は助言をすることができる。